

入札に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札書を提出してください。

記

契 約 整 理 番 号		08 - 5000023473	
業 務 名		公園緑地等管理業務（８南部単価契約－２）	
業 務 場 所		さいたま市南部公園整備課管内	
業 務 担 当 課		都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課	
設 計 図 書 等	閲 覧 等 の 方 法	入札情報公開システムで公開するため、業務担当課での閲覧又は貸出しはなし。	
	質 問 受 付	令和８年 ８月 ６日 木曜日 ９時３０分 から 令和８年 ８月 ７日 金曜日 １７時 まで	
	質 問 回 答	令和８年 ８月１７日 月曜日	
保 証 金	入 札 保 証 金	１. <u>免除</u>	２. 入札金額の ５/100
	契 約 保 証 金	１. <u>免除</u>	２. 契約金額の 10/100
最 低 制 限 価 格		１. <u>設定する</u>	２. 設定しない

（注意事項）

１ 入札の無効

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は無効とする。
- （２） 明らかに連合によると認められる入札は、無効とする。

２ 設計図書等の閲覧又は貸出し

- （１） 設計図書等の閲覧又は貸出しを業務担当課にて行う場合は、上記貸出期間中に指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上、業務担当課に申し出ること。
- （２） 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。

３ その他入札に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。

４ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

５ 入札の辞退

入札参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）

- 6 再度入札回数は1回とする。なお、予定価格の110分の100の価格を超えた金額による入札は無効とする。
- 7 落札となるべき金額を入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合には、入札書に任意の3桁の数値を記入すること。
- 8 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書等の提出期限までに みどり公園推進部 南部公園整備課 に提出し、承認を得なければならない。
- 9 問い合わせ

さいたま市中央区下落合5-7-10

さいたま市 都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課

管理係 小茂田

電話：048-840-6179